

令和2年12月21日

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る 迫にぎわいセンターの臨時休館について

これまで、迫にぎわいセンターについては新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら利用していただいておりますが、市内における感染者が増加している状況であることから、利用する皆様の安全・安心を確保するため、更なる感染拡大防止措置として、以下のとおりの期間を休館することにしました。

記

臨時休館の期間

■迫にぎわいセンター

令和2年12月22日（火）から令和3年1月3日（日）まで

※12月28日まで臨時休館。29日から1月3日までは条例の規定による休館。

[問い合わせ]

産業経済部地域ビジネス支援課
課長 櫻 節郎

TEL：0220-34-2706（直通）